

新潟県条例第24号

新潟県看護職員修学資金貸与条例の一部を改正する条例

新潟県看護職員修学資金貸与条例（昭和39年新潟県条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号を加える。

改 正 後	改 正 前
(返還の債務の当然免除) 第7条 （略） 2 前項に規定する特定医療施設等とは、県内に所在する次に掲げる施設等をいう。 (1)～(10)（略） <u>(11) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の5に規定する特別養護老人ホーム</u>	(返還の債務の当然免除) 第7条 （略） 2 前項に規定する特定医療施設等とは、県内に所在する次に掲げる施設等をいう。 (1)～(10)（略）

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。